

農地制度が変わります！

- 平成21年6月24日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。21年中には、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートします。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

改正のポイントは

農地を貸したいんだけど…

農地の貸借規制が緩和されます！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます(一定の要件を満たす必要があります)。

農地の借り受け者の範囲

(改正前)		(改正後に追加)	
農作業 常時 従業者	農業 生産法人	農作業 常時従業者 以外の個人	農業生産 法人以外の 法人

- 市町村などが農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付などを行う事業が新設されます。



耕作しないでいると…

遊休農地に対する指導が強化されます！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者などに対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



許可なく転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が強化されます！

- 違反転用などに対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事などによる行政代執行制度が創設されます。



事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金(法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が必要になります！

- 相続などによって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになります。
- 耕作できない場合などは、農業委員会から貸し借りなどのあっせんを受けることができますように



総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)からのお知らせ

共同受信施設の「地デジ化助成制度」があります

共同住宅(アパート・マンション)内の共同受信施設や、建物などによる受信障害対策として設置された共同受信施設の地上デジタル化に対して、助成制度がスタートしています。施設の地上デジタル化対応において、経費負担が過重となる場合(世帯当たりの負担額が3万5千円を超える場合)、国の助成が受けられます。助成を受けるには、改修工事の実施前に申請を行う必要があります。共同住宅の共同受信施設に対する助成金制度は平成22年1月15日、受信障害施設デジタル化の助成金制度は平成21年12月28日が申請の締め切りとなっています。助成制度の詳細内容は、デジサポのホームページ <http://digi.suppdp.jp/> をご覧ください。

「地デジサポーター」が戸別訪問します

地デジサポーターを活用した戸別訪問を10月から実施しています。高齢者宅を戸別訪問し、地デジの準備に関する適切なサポート・アドバイスを行うものです。訪問する各サポーターは、悪質な訪問販売などと混同されないように、識別できる服装(ユニフォーム、腕章、IDカード)を着用しています。

地デジサポーターユニフォームなど



九州総合通信局デジタル放送受信者支援室
問い合わせ ☎326-7807

地デジ放送受信用チューナーなどの給付があります

総務省では、経済的な理由などで地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行することが困難な世帯に対し、簡易なチューナーを無償給付するなどの支援を10月1日から実施しています。支援対象は、次のいずれかに該当し、NHK放送受信料が全額免除世帯で、支援の申し込み時点で地上デジタル放送が視聴できていない世帯です。●生活保護など公的扶助を受けている世帯 ●障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の世帯 ●社会福祉事業施設に入所されている、自らテレビを持ち込んでいる世帯 支援は現物給付です。ご自身で購入したチューナー、アンテナなどの費用は精算できません。

支援に関する問い合わせ

総務省地デジチューナー支援実施センター
☎0570-033-840 (平日9:00~21:00 ※土日祝日9:00~18:00)
(IP電話など、ナビダイヤルがつかない人は、☎044-969-5425に対応)

NHK受信契約や免除に関する問い合わせ

NHK視聴者コールセンター
☎0570-000-588 (平日9:00~21:00 ※土日祝日9:00~18:00)
(IP電話など、ナビダイヤルがつかない人は、☎044-871-8441に対応)

菊陽町芸術文化鑑賞助成事業

町民の人を対象に、町が指定した各種公演などの鑑賞費用(チケット)の半額(限度額3,000円)を予算の範囲内で助成します。2,000円以上のチケットが対象となり、1人年1回の助成が受けられます。ただし、定員を超えた申請があった場合は抽選となります。

●手続きの方法



●助成対象公演

対象公演	公演期日	会場	鑑賞費用(チケット)	定員	受付期限(土・日・祝日を除く)
青島広志のとおきクリスマスコンサート(熊本)	12月17日(木)	熊本県立劇場	3,000~5,000円	10人	12月16日(水)
ウィーン交響楽団ニューイヤーコンサート2010(熊本)	1月10日(日)	崇城大学市民ホール(熊本市市民会館)	5,500~6,500円	10人	12月21日(月)
白岳新春寄席 出演:柳家小三治、桂歌丸、林家木久扇(熊本)	1月26日(火)	熊本県立劇場	4,000~4,500円	10人	12月21日(月)

問い合わせ 教育委員会 生涯学習課 ☎232-4917

問い合わせ 農業委員会 ☎232-4924